

白川町内保育園、小・中学校
教職員様、保護者様

白川町教育委員会

岐阜県の「まん延防止等重点措置」解除後の対応について

このことについて、国は6月20日の期限をもって解除しました。

しかし、岐阜県では7月4日まで感染防止の徹底の継続と独自の対策が実施されます。特に外国人県民の感染が多かった美濃加茂市と可児市及びその周辺市町村（白川町も含まれます）では、連携した感染防止対策として、啓発活動や情報共有などが実施されます。

さて、中学校の部活動や子どものスポーツ活動について、いくつかの制限がありましたが、このたび県教育委員会の通知を踏まえて下記のとおり変更します。

「まん延防止等重点措置」は解除され、ワクチン接種も進んではいますが、決して油断できません。このウイルスの特徴を忘れず、基本的な感染予防対策を粘り強く継続していただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 中学校の部活動・子どものスポーツ活動について

(1) 中学校の部活動

「まん延防止」期間の制約は無くなり、「岐阜県中学校部活動指針」及び「白川町中学校部活動指針」に基づきます。なお、活動時間や試合等については下記のようになります。ただし、コロナ禍において練習不足となり、体力が低下していることが考えられます。子どもたちの体調管理に十分留意してください。

- ①平日の活動時間は、4日かつ2時間以内とする。
- ②土曜・日曜の活動時間は、生徒の負担に配慮し、部活動はどちらか1日かつ半日以内（3時間程度）とする。土・日の練習が試合等で連続した場合は必ず別に休養日を設ける。
- ③他校との合同練習・練習試合及び公式戦参加の制約はない。ただし、日帰りを基本し、相手先の感染状況や感染防止対策を確認したうえで慎重に判断する。

(2) 子ども（小学生・中学生）のスポーツ活動（スポ少、スポーツクラブ）

- ①健康観察、手指消毒、運動時以外はマスクの着用、使用後の施設の消毒や清掃等を徹底。
- ②活動時間、対外練習、公式戦など特に制約はない。ただし、上記「(1)中学校の部活動」の指針を参考に、子どもの負担過重にならないように活動する。

2 新型コロナウイルスの特徴を踏まえた感染防止対策

- ①感染の仕方は**飛沫感染**と**接触感染**があります。
- ②小・中学生の感染は、まず大人が外で感染し、家庭内で子どもにうつし、感染した子どもが学校や保育園で他の子どもにうつすことが多いです。ただし、これまでの調査では家庭内でも子どもに感染しなかった場合や、保育園や学校でも大規模な感染（クラスター）に

ならなかった場合など不明なことも多く、さらに専門的な調査・研究が必要です。

- ③発熱などの症状が出た人は、症状が出る2日ほど前から他者への感染性があります。また、人によっては感染していても症状が出ないことがあります。これがこのウイルスの対応の難しい所です。従って「もしかしたら自分は感染しているかも」と思って行動することが大切です。
- ④**マスク**は感染拡大を防ぐ効果があります。しかし、気温、湿度、暑さ指数(WGBT)が高い日には熱中症が発生するおそれがあるため、マスクを外してください。その際、できるだけ人との距離を保つこと(2mほど)、近距離での会話を控えることなどに注意してください。

以上①～④の特徴を踏まえ、下記(1)～(3)の感染防止対策をお願いします。「まん延防止」は解除されましたが、対策は以前と変わりません。

(1)外で感染しない

- ①飛沫感染を防ぐ→3密の回避 →人ごみを避ける・距離をとる・換気をする
マスクの着用(マスクを外すときは周りの状況をよく見て判断する)
- ②接触感染を防ぐ→手洗いや手指消毒(自分専用の手指消毒液を携帯することも有効)
- ③不要不急の外出をしない
- ④感染リスクが高まる「5つの場面」に注意
 - 飲酒を伴う懇親会等 ■大人数や長時間におよぶ飲食 ■マスクなしでの会話
 - 狭い空間での共同生活 ■居場所の切り替わり

(2)家庭内感染をしない

- ①ウイルスを家庭に持ち込まない→帰宅直後の手洗い、手指消毒、うがい
- ②飛沫感染、接触感染を防ぐ→上記(1)の①②を参考に
- ③免疫力を低下させない→体温測定と記録、規則正しい生活(食事・適度な運動・睡眠)

◆体調が悪く感じたら

- ①無理をして登園・登校せず、安静にする(「コロナ予防」の出席停止扱いとします)
- ②医療機関を受診する。
 - ・まず、かかりつけ医に電話で相談する。かかりつけ医を持たない場合や相談先に迷う場合は、可茂保健所 0574-25-3111(内 358)、または「受診・相談センター058-272-8860」に相談する。
 - ・家族の誰かがPCR検査や抗原検査を受ける場合はすぐに学校や保育園に連絡願います。
 - ・新型コロナウイルス、インフルエンザV、ノロVなど感染症対策の基本は、<■症状があれば休養と受診 ■検査で陽性ならば直ちに治療 ■他にうつさないようにする>ことです。

(3)学校等をクラスターにしない

- ①ウイルスを学校等に持ち込まない→学校到着時の手指消毒・体温測定など
- ②飛沫感染を防ぐ→教室の換気(冷房と共にドアや窓を対角線状に開けて空気を通す)
マスクの着用(状況により外すこともある)
距離をとる(マスクをつけていても1m以上を目安とする)
- ③接触感染を防ぐ→手洗いの励行、必要に応じて授業の前後にも手指消毒を行う
ドアノブ、スイッチ、蛇口、共通に使う教材などの消毒をする
- ④保育・教育活動において感染リスクを下げる対策→長時間、近距離、対面での活動、物の共有、大きな声などに注意する(具体的な基準を示すことはできません。その都度判断。)